

補助額 最大50万円

①目的

市では中小事業者や個人事業主が行う新商品の開発等を行うための備品の購入・修繕・改良費を支援することで、新規需要の開拓、商品の高付加価値化、販路拡大等を促進し、もって地域の商工業の発展、地域の活性化を図ることを目的として補助金を交付します。

②対象者

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する市内に本店を有する法人及び市内に事業所を有する個人事業主。ただし、みなし大企業を除く。
- (2) 令和7年4月1日時点において、市内で事業を行っている者
- (3) 市税等（市県民税（森林環境税を含む。）、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。）の滞納がないこと。
- (4) 結城市暴力団排除条例（平成24年結城市条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等と関係を有する者でない者
- (5) 過去5年以内にこの事業による補助金の交付を受けていない者

③対象経費

新商品の開発、既存商品の改良等に必要な備品の購入、修繕又は改良に要する経費（20万以上）。ただし、開発又は改良する商品をふるさと納税返礼品として出品する見込みがある場合に限りです。

★新商品開発・既存商品の改良とは★

新しい素材（食材）・技術等を利用して、今までの商品よりも優れた商品を新開発することや、新しい素材を使わずとも、これまでになかった商品、もしくは、今までの商品よりも著しく優れた商品を研究開発することを指します。

- ・お店で出している人気の料理を、フリーズドライパックにして販売するための冷凍設備導入
- ・なかなか人気の出ない野菜や果物をアイスクリームにして販売するための製造機械導入

ここで挙げた例はあくまでも参考です。補助金の主旨を捉えれば、このほかにもアイデア次第で様々な事業に活用していただけます。

④補助率

③対象経費合計金額（税抜）に2分の1を乗じた額又は50万円のいずれか低い方の額（1,000円未満切捨て）

⑤対象期間

令和8年3月31日まで（事業完了期日）

⑥申請方法

申請書に必要書類を添付の上、商工観光課へ提出

※申請書は市窓口もしくはホームページから取得してください。

⑦申請締切

予算限度額に達した時点で終了

⑧その他

- ・ 備品購入・修繕・改良により開発された新商品・改良された商品はふるさと納税返礼品として出品することを見込んだものとする。
- ・ 補助金を活用した備品は最低5年間適切に管理すること。